




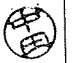


湯布院駐屯地正門前舗装補修工事

件名	湯布院駐屯地正門前舗装補修工事				図面番号	1/3
図名	表紙				縮尺	—
業務隊長	管理科長	營銷班長	工事企画	管財係		設計者
						
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊					令和7年1月15日	

仕 様 書

- 1 件 名 : 湯布院駐屯地正門前舗装補修工事
- 2 作業場所 : 陸上自衛隊湯布院駐屯地 大分県由布市湯布院町川上941
- 3 概 要 : アスファルト舗装工事及び道路標示設置 一式
- 4 一般事項

- (1) 本仕様書は、「湯布院駐屯地正門前舗装補修工事」について適用する。
- (2) 本役務は、本仕様書によるほか、国土交通省「土木工事共通仕様書」及び製造メーカー仕様に基づき施工するものとする。
- (3) 作業実施計画（工程表）を監督官へ提出し、実施日及び作業工程を十分に協議し、決定するものとする。
- (4) 請負者は、仕様書及び現地において不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従う。
- (5) 本作業で使用する工具及び工事車両等については、請負者が準備するものとする。
- (6) 本作業に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において速やかに原形復旧するものとする。
- (7) 請負者は作業完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施する。
- (8) 請負者は、自衛隊敷地内への立入り及び行動については、当該駐屯地の規則及び官側の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。やむをえず作業場所以外への立入りを必要とする場合は官側の許可を得るものとする。
- (9) 本作業に際して、本仕様書に明記なき事項についても、作業上当然実施すべき事項については請負者の負担で実施する。その際、契約金額の変更はないものとする。
- (10) 本作業の写真は、着手及び完了並びに実施中の他、監督官の指示する箇所に鮮明に横向きで撮影し、役務完了後カラーA4判写真帳に整理し提出すること。
- (11) 本作業に際し、駐屯地の水道及び電力の使用は原則できないものとするが、やむを得ず使用する場合は仮設計測機器を設置し、使用量に応じた金額を請負者が負担すること。
- (12) 作業中は、安全管理及び関連法規類を遵守し、事故等発生した場合は、速やかに監督官へ報告すること。
- (13) この契約により知り得た自衛隊に関する情報について、他に漏洩及び転用してはならない。
- (14) 監督官の指示書類は、速やかに提出すること。
- (15) 本作業に際し、外国人の入場には部隊側が示す様式により申請が必要であり、許可を受けた者のみ入場可能とする。また、部隊側の手続き上、許可までに2～3カ月の期間を要する。

5 特記事項

- (1) 工事対象道路については、図面番号3/3「平面図・断面図」による。
- (2) 本仕様書に記載された寸法は設計寸法であり、細部寸法等については請負者において現場を実測し、補修後の道路使用に支障をきたさないようにし、不陸なく平滑に施工すること。
- (3) 作業を行う際は、安全標識等を使用し、十分な安全対策を実施すること。
- (4) 施工中の通行については、原則片側通行の処置を行うものとする。
- (5) 本作業に際して、契約内容を超える作業が別途必要であると判断した場合には、監督官と協議し早急に見積書を提出するものとする。
- (6) 本作業の実施については、官側の都合により平日の作業が難しい場合、土日祝日でも実施可能とする。その場合、契約金額に変更は生じないものとする。
- (7) 本施工で発生したアスファルトガラについては、契約期間内で産業廃棄物処理法に基づいた、適正な処分を行うものとする。その際、マニフェスト伝票の写しを監督官に1部提出するものとする。尚、電子マニフェストの場合には監督官へ事前連絡をし、提出要領について協議するものとする。
- (8) 本施工で使用する合材及び砕石については、再生資材を使用すること。
- (9) 材料規格に関する事項は次のとおりとする。（参照：国土交通省 土木工事共通仕様書 令和6年10月）

ア アスファルト混合物

- ・密粒度アスファルト(13) 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 表2-23及び表2-24
- ・粗粒度アスファルト(20) 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 表2-23及び表2-24

イ アスファルト乳剤

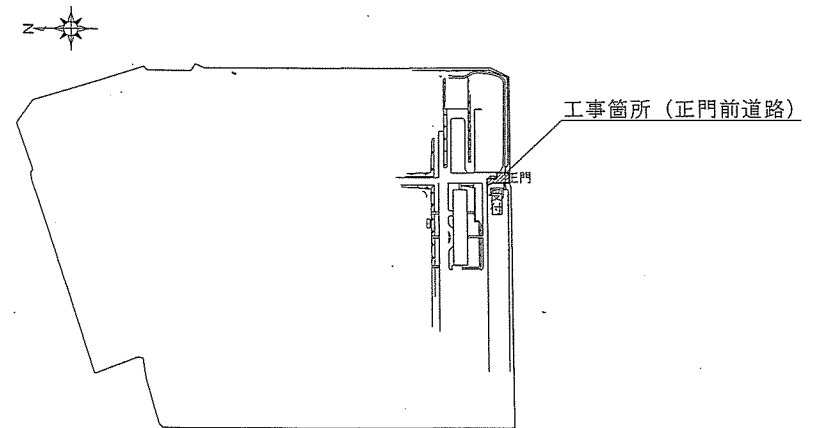
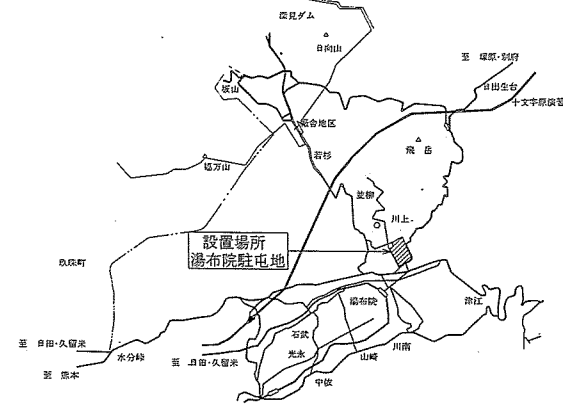
- ・プライムコート JIS K 2208 PK-3 に適合する。
- ・タックコート JIS K 2208 PK-4 に適合する。

ウ 区画線

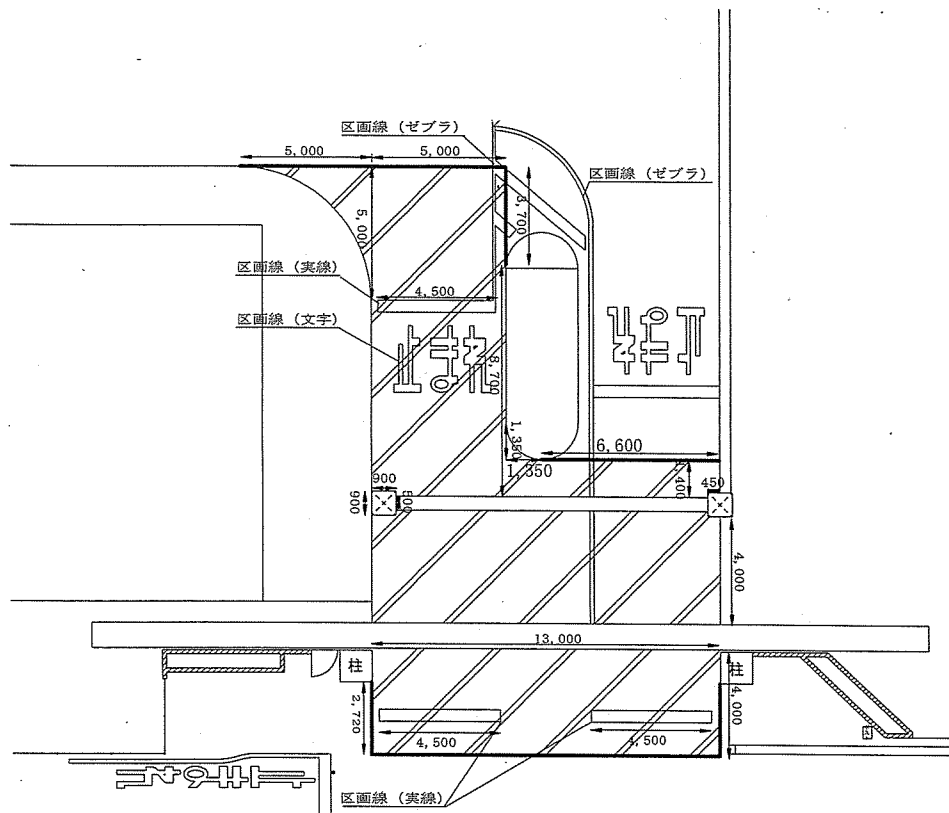
- ・路面標示用塗料 JIS K 5665 に適合する。

- (10) 本施工で使用する材料は国土交通省品質管理基準を満たすものとする。

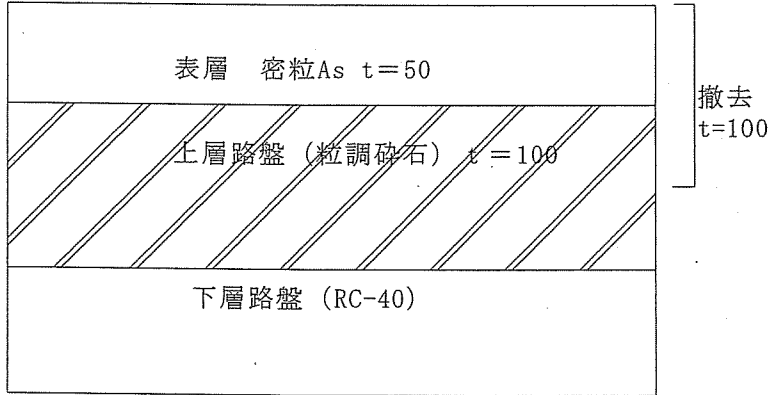
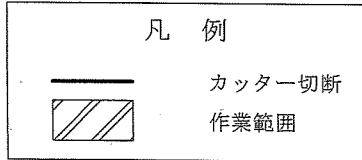
- (11) 請負者は、アスファルト混合物の最終配合決定後、速やかに監督官へ配合証明書を提出すること。
- (12) 舗装版撤去は図示によりカッター切断後、バックホー等により撤去すること。
- (13) 舗装範囲に該当する路盤面は、浮石及びその他の有害物を除去清掃した後、乳剤散布を実施し、粗粒度・密粒度アスファルトをそれぞれ施工すること。
- (14) 道路上での作業の際には、必ず誘導員を配置し事故防止に努めるものとする。
- (15) 本工事で発生した土砂については、監督官が指定する日出生台演習場（篠原地区）に運搬・成形するものとする。なお、施工場所からの運搬距離は6.5km未満である。



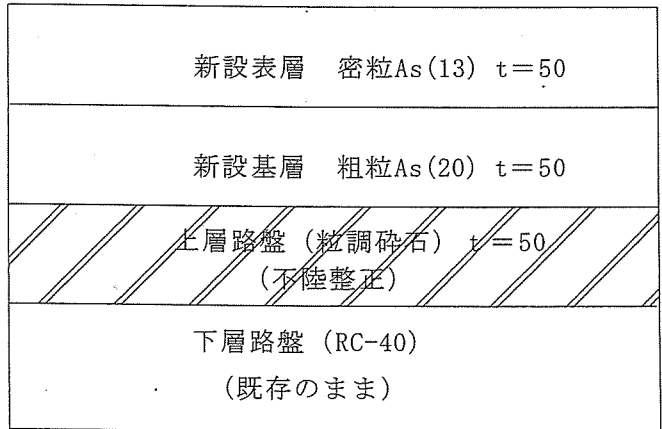
件名	湯布院駐屯地正門前舗装補修工事	図面番号	2/3
図名	仕様書、案内図、配置図	縮尺	NS
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊			



正門前平面図 (S=1:150)



既存舗装断面図



新設舗装断面図

件名	湯布院駐屯地正門前舗装補修工事	図面番号	3/3
図名	平面図、断面図	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊			